

取引先向け行動 規範

ノキア行動規範

目次

1.	はじめに	3
1.1	ノキアの価値観	3
1.2	行動規範の適用範囲	3
2.	法令遵守	4
2.1	不正行為防止	4
2.2	貿易コンプライアンス	5
2.3	インサイダー取引	5
2.4	公正な競争 / 独占禁止	5
2.5	マネーロンダリング防止	5
3.	倫理的商習慣	6
3.1	利益相反	6
3.2	プライバシー	6
3.3	知的財産権と秘密情報	6
3.4	記録管理	6
3.5	匿名での申告	7
4.	環境および社会的な規制	8
4.1	公正な雇用	8
4.2	環境	8
4.3	健康と安全衛生	8
4.4	人権	8
5.	この行動規範の下でのノキアのお取引先としての責任	9

1. はじめに

1.1 ノキアの価値観

ノキアは、150年以上にわたり確立された高潔に対する長年にわたる評価を誇りとしています。ノキアに対する評価の高さは、ノキア自身の行動のみならず、ノキアのビジネスに関わる人々の行動にも基づくものです。お取引先がノキアの価値観を共有し、同等の高い倫理基準で、国際法および関連する各地域の法律、規制を厳守することを要請する理由はここにあります。

「職場において倫理的な行動をすること、会社のために正しい決定を下すことは不可欠です。それは、ノキアにとり価値ある差別化要因です。高い倫理基準へのコミットメント、行動規範、ノキアの価値観を組み合わせることにより、ノキアは長期的な価値を創造する能力を持ち、テクノロジーを通して人々の生活に大きな変化をもたらし続けることができます。」

President and CEO ラジーブ・スリ

1.2 行動規範の適用範囲

この行動規範はお取引先である貴社の倫理的な業務の遂行に関してノキアの期待をお伝えするために開発されたものであり、ノキアの行動規範に定められている価値観や原則に基づいています。(https://www.nokia.com/en_int/investors/corporate-governance/code-of-conduct)

ノキアのお取引先である貴社に対し、このお取引先向け行動規範が会社全体に伝えられ、ノキアのビジネスにかかわる従業員だけでなく貴社のすべての従業員が利用できるような合理的な取り組みを講じ、貴社の行動が、適用される国際法および関連する各地域の法律、規制を完全に準拠し、かつ最高の倫理基準にあることを保証することを要請します。

1 ノキアは、お取引先を、ノキアのビジネスの営業部門におけるエンドカスタマーに対する仲介者としての取引先と定義しています。お取引先には、リセラー（VAR）、ディストリビューター、間接的なリセラーおよびシステムインテグレータを含みます。

2. 法令遵守

2.1 不正行為防止

ノキアと共に、またはノキアのために事業を行う取引先には以下の事が求められます。

- ・ 米国の連邦海外腐敗行為防止法、英国の賄賂防止法、フランスの腐敗行為防止法 (Sapin II) を含むがこれに限定されない、適用可能なすべての国際法および地域の腐敗防止法および規制を遵守する。
- ・ すべての従業員および他の者がこれらの法律および規制を認識し、遵守していることを保証する。
- ・ すべての商取引を倫理的に遂行する。
- ・ 特に政府、行政機関、公務員と接触する場合など、常に透明性をもって行動する。
- ・ すべてのノキア関連事業に関する正確な帳簿と記録を維持し、詳細な補助書類を保持する。
- ・ ノキアの事業に関連して必要な場合に限り第三者を使用する。その

場合においても事前にデューデリジェンスを実施する。不適切または違法な行為に従事している、または従事する可能性が高い第三者と取引をしない。

- ・ いかなる政府関係者、顧客、第三者に対して、ビジネスの優位性を得たり、あらゆる行動や決定に不適切な影響を与えるために、賄賂、贈答品、接待、手数料、報酬、その他の利益を提供したり約束をしない。
- ・ 便宜を図ってもらうための支払、またはそれらを代理で行うことを容認しない。

限られた状況を除き、ノキアは営利目的のエージェントやコンサルタントとは取引しません²。ノキアはまた、お取引先が営利目的のエージェントやコンサルタントと取引しないこと、またはいかなる間接的なリセラーも「代理人」として使用し、ノキアとの取引、またはノキアの代理として取引を行わないこと要請します。

2 「エージェントまたはコンサルタント」 - この行動規範の目的上、エージェントまたはコンサルタント (以下「エージェント」という) とは、ノキアが売上を確保したり支払いの回収を支援するためにノキアに従事する第三者 (ノキアの従業員でない) であり、販売をもたらすベンダーとして顧客の意思決定に直接または間接に影響を及ぼす者を意味します。エージェントが提供するサービスの種類には以下のものが含まれますが、これに限定されません。(a) 顧客の担当者とのミーティングを設定する。(b) ノキアの製品やサービスを購入するメリットを顧客にアドバイスする。(c) 特定の顧客または市場に関する競合分析をノキアに提供する。(d) 支払の回収に関して顧客の担当者と交渉する。(e) 特定の顧客または特定の市場におけるビジネスの進め方について一般的なアドバイスをノキアに提供する。

2.2 貿易コンプライアンス

ノキアは、評判の良い通関業者を通じてお取引先が輸出規制や制裁に関するコンプライアンスを含む、ノキアの事業に影響を与えるすべての適用される貿易コンプライアンスに関する法規制を遵守すること、輸出入の内容の申告および税関申告価格の算出を正確かつ明確に行うことを要請します。

2.3 インサイダー取引

ノキアは、お取引先がノキアと取引上の関係から得られた非公開情報が、お取引先、その従業員またはその他の人々の個人の利益のために利用されないことを確実にするための合理的な措置を講じることを要請します。お取引先は、内部情報に基づいて株式を取引したり、また内部情報に基づく株式の取引をいかなる者にも勧めてはなりません。

2.4 公正な競争 / 独占禁止

ノキアは、お取引先が、以下を含む適用されるすべての競争法および独占禁止法および規制を遵守することを要請します。

- ・ 入札に際しては、競合他社と独立して入札を行い、決して談合を行わない。
- ・ 競争を制限する可能性のある契約を締結せず、競争上の影響を受ける繊細な情報を交換しない。
- ・ 価格情報または価格に影響を与える情報を共有しない。
- ・ 競合他社に関する情報は、倫理的な手段と合法的な情報源を使用し て収集する。

2.5 マネーロンダリング防止

ノキアは、お取引先が、マネーロンダリング対策や反テロリズムに関する規制を遵守し、評判の良い顧客と取引を行い、合法的なリソースから得られた取引を処理するために必要な措置を講じることを要請します。

3. 倫理的な商習慣

3.1 利益相反

ノキアは、お取引先が、利益相反が存在する、潜在する、または認識される可能性のある状況を特定し回避し、直ちにノキアに開示することを要請します。このような状況は、第三者 / 従業員の利益が実際に、または認識の上でノキアの利益と競合する可能性があり、販売代理店の責任を果たす能力を損なうか、または不適切であるとみなされる可能性があります。

さらに、ノキアのポリシーに従い、ノキアの従業員は、意思決定に影響を与える、または意思決定に影響を及ぼす可能性のある第三者からの贈答品や接待を受けないように指示されています。このポリシーに従い、お取引先はノキアの従業員にいかなる贈答品も付与したり、提供しないことを要請します。

3.2 プライバシー

ノキアは、お取引先に以下のことを要請します。

- ・ 従業員と顧客の両方のデータプライバシーの尊重を保証する。
- ・ 個人データを取得し処理する際に、個人データおよび機密データの処理に関して適用されるすべての法律および規制を遵守する。
- ・ 個人データを物理的、電子的に保護する。
- ・ プライバシーまたはセキュリティ侵害もしくは脆弱性をノキアのプライバシーおよびセキュリティ担当者に報告する。

3.3 知的財産権と秘密情報

ノキアは商用第三者がノキアの知的財産と機密情報を尊重、保護し、不正な第三者にその情報を開示することなくノキアの正当な事業にのみ使用し、さらにノキアの商標をノキアのガイドラインに従って使用することを要請します。

これには、ノキアの資産を保護し、責任を持って使用し、ノキアがこれらの資産の機密性とセキュリティを維持するための要件を満たすことが含まれます。

3.4 記録管理

ノキアは、お取引先がノキアに代わって、生じた取引および経費をお取引先の帳簿、記録および勘定にタイムリーに正確に、適用される会計原則、法律、および規制に従って合理的な詳細とともに記録することを要請します。

ノキアによる払い戻しが必要な費用については、請求書と領収書を含むすべての関連する詳細な書類をノキアに提出する必要があります。

3.5 匿名での申告

地域の法律で禁止されていない限り、ノキアはお取引先が、お取引先の従業員等が報復を恐れることなく問題を提起するための機密性がある匿名で申告するための体制を設けることを推奨します。

4. 環境および社会的な規制

4.1 公正な雇用

ノキアは、お取引先に以下のことを要請します。

- ・ 人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治またはその他の信条、国籍または社会的起源、財産、性的指向、健康状態、年齢、障害またはその他の顕著な特徴に基づく差別を支持したり、雇用の採否をしない。
- ・ いかなる状況においても、強制労働や非自発的労働、児童労働を伴わない自由な選択の表明としての雇用を可能にする。
- ・ 従業員が、労働組合など労働者の団体に参加することや、参加を控える機会を与える。
- ・ 従業員の最低賃金と年齢に関して適用される法律と規制を遵守する。

4.2 環境

ノキアは、環境保護と環境問題に取り組んできました。こうした活動は、法律および規制に適合しており、またそれを超える部分もあります。ノキアは、お取引先にも環境に対する同様の取り組みと、それに応じた行動を要請します。

ノキアは、お取引先が、登録および許可を常に最新の状態に維持することを含めて、適用されるすべての環境法および規制を遵守することを要請します。

4.3 健康と安全衛生

ノキアは、お取引先が、職場における死亡、怪我、病気を排除するためにあらゆる手段を講じ、安全で健康的な職場環境を提供することを要請します。これには適切な個人用保護具の提供や職務遂行に必要なトレーニングが含まれます。

4.4 人権

ノキアは、世界人権宣言と国連グローバル・コンパクトの原則にコミットし、表現の自由や政治活動の自由など基本的権利の行使に直接通じ、かつ貢献する機会を拡大する製品やサービスを提供しています。ノキアは、お取引先に同様の価値観と、それに応じた行動を要請します。

5. この行動規範の下でのノキアのお取引先としての責任

この行動規範は、ノキアのお取引先に対して高い水準の廉潔性について定めています。この行動規範は、適法かつ倫理的に事業活動を行うことに対してお取引先にノキアが要請するコミットメントについて説明しています。ノキアは、ノキアと交わした契約の遵守状況を確認するため、お取引先の帳簿および記録を監査する権利を留保します。これには、コンプライアンスおよび不正行為防止契約条項、および不正行為防止条項の重大な違反が生じた場合にノキアが責任を負うことなく契約を終了する権利を含みます。

このお取引先向け行動規範、またはお取引先に対するノキアの要請に関するご不明点は、ノキアの営業担当者および/またはethics@nokia.comまでお問い合わせください。

この取引先向け行動規範またはノキアの行動規範に対する違反または違反行為にお気づきの場合は、直ちにノキアの営業担当者および/またはethics@nokia.com、
<https://nokia.ethicspoint.com>、
または、<https://nokiaethics.alertline.com/clientInfo/7782/phone.pdf>に記載されているいずれかの番号にお知らせください。

NOKIA